

(別紙 1)

優先交渉権者の選考方法

<選考者> 観光シティプロモーション推進事業支援業務受託事業者選考審査委員会の5名の審査委員

<選考方法の考え方>

- ・審査委員による下記「a」「b」の評価に基づく「評価点」に加え、価格に基づく「価格評価点」の合計評価点数（140点満点）が最も高い業者に決定する。ただし、85点未満の場合にはこの限りではない。

<配点>

	項目	配点	備考
	a. 本業務に対する基本的考え方、業務実施体制、スケジュール、業務実績（海外における実績を含む）など業務提案にあたっての基本的事項を示すこと。	30点	審査委員による評価
	b. 事業の目的や趣旨、仕様書で求めている下記項目の提案を過去の実績などを踏まえて行うこと。	90点	
	提案(1) プロモーション動画の企画・製作	30点	
	提案(2) 動画の広告展開	30点	
	提案(3) その他情報発信	30点	
	価格評価点	20点	「提案価格書(様式4)」の提案価格の評価
	合計評価点	140点	

(別紙1)

<「a」「b」の評価点の算出方法>

- ・5人の各委員により「別紙2 提案書記載項目及び評価ポイント」の項目（「配点」が示されている項目）ごとに0点、1点、2点、3点、4点、5点の6段階で評価。
- ・項目ごとの評価点は、【算出方法1】の計算式により得られた数値とし、項目ごとにその合計を算出し、最終的な合計評価点を算出する。

【算出方法1】

$$\text{評価点} = \left[\frac{\text{審査委員による評価点の合計}}{25^{\star}} \right] \times \text{配点}$$

※小数点第2位以下は切り捨てる

★委員数（5人）×各委員の最高持ち点数（5点）

・企画提案書及び企画提案ヒアリング評価の判断基準

評価点	判断基準
5点	創意工夫があり、特に効果的な内容である。
4点	
3点	平均的な内容である。
2点	
1点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が乏しい。
0点	指定した記述項目が網羅されていないか、網羅されていても不適切な内容である。

<価格点の採点方法>

「企画提案実施要領」に記載した見積上限額により、「提案価格書（様式4）」に記載された提案価格の評価を行う。

なお、提案価格の採点にあたっては【算出方法2】の計算式により価格評価点を算出する。

【算出方法2】

$$\text{価格評価点} = 20^{\star} - 20^{\star} \times \left[1 - \frac{\text{(最安値提案価格)}}{\text{(提案見積額)}} \right] \times 2$$

(別紙 1)

※小数点以下第 2 位を切り捨てる

☆価格評価配点

<最高得点者が 2 者以上あった場合の優先交渉権者の決定方法>

最高得点者が 2 者以上で、優先交渉権者が決定しない場合は、提案 (1) が上位の者を優先交渉権者とする。なおも優先交渉権者が決定しない場合は、提案 (2) が上位の者を、なおも優先交渉権者が決定しない場合は、提案 (3) が上位の者を優先交渉権者とする。なおも優先交渉権者が決定しない場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。